

議案第26号 説明資料

幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険条例</p> <p>(昭和34年 3 月30日 条例第 4 号)</p> <p><u>第 1 章 この町が行う国民健康保険</u></p> <p>(この町が行う国民健康保険)</p> <p>第 1 条 この町が行う国民健康保険については、法令に<u>定</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第 2 章 国民健康保険運営協議会</u></p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>○幕別町国民健康保険条例</p> <p>(昭和34年 3 月30日 条例第 4 号)</p> <p><u>第 1 章 この町が行う国民健康保険の事務</u></p> <p>(この町が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第 1 条 この町が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に<u>定め</u>があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第 2 章 幕別町国民健康保険運営協議会</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第11条第 2 項の規定により町に設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、幕別町国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。)とする。</u></p> <p>(協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条の 2 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)～(3) 略</p> <p>第 3 条～第18条 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>第 3 条～第18条 略</p>